資料9

UNION DES FABRICANTS

POUR LA PROTECTION INTERNATIONALE DE
LA PROPRI ÉTÉ INDUSTRIELLE ET ARTISTIQUE

フランス公益社団法人

ユニオン・デ・ファブリカン

パリ本部

- 1872設立
- 1877年に公益社団法人と認められる
- 会員、約９００社が加盟

北京事務所

- 1998年設立
- 約３５ブランドが加盟

日本局

- 1980年設立
- 約７０ブランドが加盟

日本に於ける活動

- 日本で唯一、偽ブランド排除活動を専門に行う団体
- 偽造品の流通情報の収集
- 取締当局への対応
- 権利者弁護士と連携した排除活動
- 日本国内で扱われる商標法被疑事件の70%以上に、直接、間接的に関わる

ユニオン・デ・ファブリカン
日本局の会員

Adidas	Agnès b.	Armani	Bulgari
	Burberrys	Cartier	Calvin Klien
	Castelbajac		
Celine	Chloé	Coach	Converse
	Courrège	Dior	Dolce &
Gabbana	Dunhill		
Elle	Ellesse	Fendi	Ferragamo
Fila	Fred Perry	Givenchy	Gucci
Guesse	Gore-tex	Hermès	IWC
Kenzo	Lacoste	Lanvin	Louis Vuitton
Missoni	Montblanc	Nike	North Face
	Panerai	Piaget	Ralph Lauren
	Prada		
Puma	Renoma	Rolex	Stussy
Tag Heuer	Timberland	Tommy Hilfiger	Etc.

赤字部分がフランスのブランド

偽造品の種類

- 「消費者が偽造品と認識していることが前提で取り引きされているもの」＝偽造品前提

  露店、インターネット、個人輸入

  ルイ・ヴィトン、ロレックス等

  被害者=権利者は勿論の事、長期的にみた場合、市場の混乱が発生し、消費者も被害者になる。

- 「消費者が本物と認識していることが前提で取り引きされているもの」＝偽造品非前提

  チェーン店、並行輸入品販売店、インターネット、

  パチンコ店等

  グッチ、コーチ、ラルフ・ローレン、プーマ等

  被害者=本物であると信じて購入している消費者と権利者

偽造品流出国

・偽造品前提の商品
　韓国、中国、台湾、タイなど

・偽造品非前提
　鞄類は、イタリア、中国
　衣料品は、中国を含む東南アジア全域

・ＦＴＡ（自由貿易協定）等を活用した対策も有効

偽造品の流通現状

インターネットでの販売
催事場での販売
雑誌媒体での販売
パチンコ屋での販売
並行輸入品市場で真正品と称した販売
露店での販売
標章（マーク）外し・国内組み立ての問題
個人輸入での販売や国内持ち込み

法令の見直し等特別な対応が必要と思われる赤太字の4項目、
インターネット、並行輸入品市場、
標章（マーク）外し・国内組み立て、個人輸入
について細論する

インターネットでの偽造品販売

- ２種類の偽造品が流通
- インターネット上で偽造品流通が多量に起きてしまっている場所を二つに分けて考える必要がある
  - オークション
  - モール

主要オークションへの削除依頼

日付	出展資格ID削除依頼	出展品削除依頼
H14年3月	62	1,093
4月	120	7,972
5月	97	5,054
6月	109	6,043
7月	205	7,294
8月	214	6,367
9月	68	1,975
10月	208	7,527
11月	98	6,550
12月	331	20,698
H15年1月	133	4,997
2月	234	9,608
3月	156	6,975
4月	97	2,007
5月	98	5,921
6月	147	8,106
7月	161	8,968
8月	115	3,687
合計	2,653	120,842

平成15年5月30日

ルイ・ヴィトンは約4万1千点出品されていた

モノグラムと呼ばれているラインのボストンバックのカテゴリーに出品されている数は、1,288点になるが、内1,172点が偽造品であった

上記の場合に限った場合、偽造品汚染率は従って80パーセントを超える（偽造品の汚染率は常に変化しており、例えば、平成16年2月16日の場合は、61.4%の偽造品汚染率であった）

並行市場に於ける問題

真正品と称する偽造品（偽造品非前提）が流通
一般消費者も被害者
一連の大手スーパーや専門量販チェーン店による偽造品販売・回収、テレビショッピングでの偽造品販売の発覚等の騒動は、記憶に新しいものであって、消費者の抱く流通不安は増加している現状である

某テレビ局がアパレルの某ブランドの偽造品の汚染率を算出した事があるが、その時には95%以上という驚くべき数字を報道した

現行の法律に基づけば、販売者が偽造品と承知して販売していたとの立証が出来ない限り、刑事摘発は不可能

標章（マーク）外し

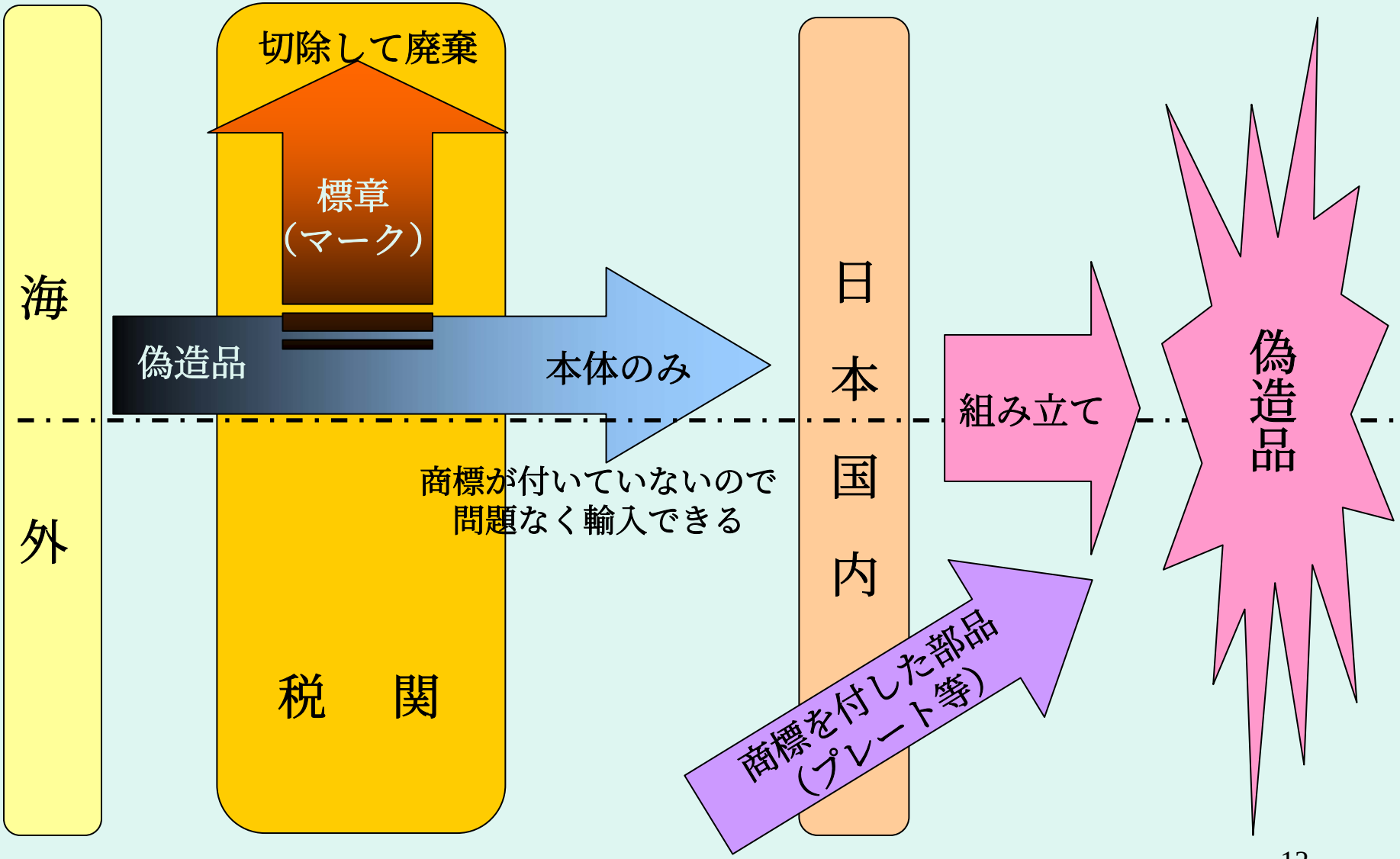
海外
切除して廃棄
標章
（マーク）
偽造品
本体のみ
税　関
商標が付いていないので
問題なく輸入できる
日本国内
組み立て
偽造品
商標を付した部品
（プレート等）

個人輸入

「業として」の輸入でなければ侵害とならないとの抜け穴利用をした輸入方式

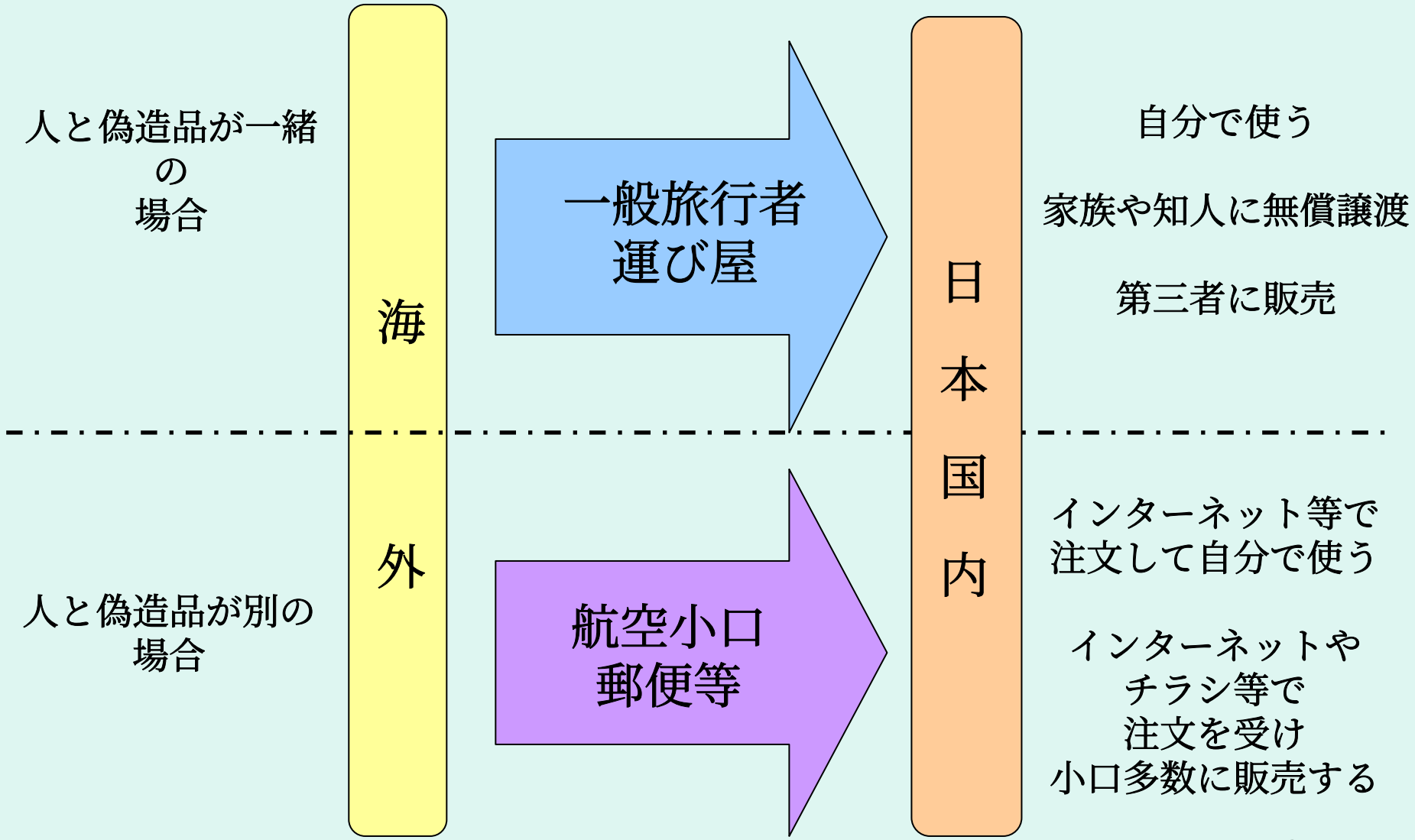

個人輸入の被害

個人輸入による被害がどの程度であるかの統計は出されていない
信頼できる某ブランドによると、税関等からの依頼で見せられている商品の状況から割り出せば、輸入されている当該ブランドの輸入される偽造品数の、少なくとも半数は個人輸入の数であるとしている

偽造品の個人輸入・所持禁止

・フランス知的財産法（ロンゲ法）

＜権利の内容＞

知的財産法第L713の2（抜粋）

次に掲げるものは権利者の許可がない限り，禁止されるものとする。

(a)標章の複製，使用又は貼り付け，「規格，様式，機構，模造，種類，方法」等の単語が付記されているものも含む。又は，登録において指定されているのと同一の商品又は役務に対して複製した標章を使用すること，

＜水際での差押＞

同法第L716の8（抜粋）

税関当局は登録標章の権利者又は独占的使用権の受益者からの書面による請求に基づき，上記権利者又は受益者がそれらの者が登録している，又はその使用について独占的使用権を享受している標章についての権利侵害をなしている標章を表示していると主張されている商品を税関検査の過程で差し押さえることができる。

＜所持違反＞

同法第L716の10（抜粋）

何人たりとも、正当なる理由なく偽造された商標が付されている製品と知りつつ所持するもの、意図的に販売したもの、販売をしようとするもの、偽造された商標に関わる商品もしくは行為を提供もしくは提供を試みたものは、前記の条項に定められた罰則を科する。